

中野南地区テレビ共同受信施設組合事業運営規程

(目的)

第1条 中野南地区テレビ共同受信施設組規約第3条及び第5条に基づき、本組合の事業運営についてはこの規定に定めるところによる。

(加入金及び経費負担)

第2条 この組合への加入金(テレビ共同受信施設(以下「施設」という。)設置費を含む。)は、一世帯につき70,000円以内とする。

2 運用開始後において、新たに加入しようとする場合は、前項の加入金のほかに受信アンテナ幹線(分岐器)からの引込み工事費等を負担とするものとする。

3 保安器からの屋内工事費については、当該組合員の負担とする。

4 屋内の使用制限(テレビの機能等)はしないものとする。

(会費、積立金の徴収)

第3条 この組合の会費(維持費)は、当該年度の事業計画によりその額を定める。ただし、徴収の時期及び方法については理事会で決定する。

2 施設を維持するための償却積立金を徴収することができる。

3 組合員が年度途中で脱退した場合、既に納入した加入金及び会費等はこれを返戻しない。

(使用の制限)

第4条 組合員は自己の使用する施設を他人の用に供してはならない。

(移設の届出)

第5条 組合員は、家屋の移転及び増築等により施設の移設を要する場合には、この旨を組合長に届出しその指示に従うものとする。これにかかる諸費用は当該組合員の負担によるものとする。

(保守、管理)

第6条 組合は、日常点検並びに傾柱・樹木の接触にかかる除去等、施設全体の保守と点検を行い施設の維持に努める。

2 施設(受信アンテナから増幅器及び分岐器までの設備及び賃借施設の移設工事等によるものを含む)の保守・点検にかかわる経費は組合が負担する。ただし、故意または過失による事故にもとづく設備の修復に要する費用は、この限りではない。

(工事事業者の指定)

第7条 施設を、長期かつ、高感度レベルで維持するために、組合の指定する業者以外の者に次に掲げる工事等を依頼し施工してはならない。

(1) 家屋の移転及び増改築等により施設の移設を要する場合

(2) 新規加入者による施設の敷設工事

(3) 第6条の保守点検作業及びこれに伴う工事

(4) その他施設に関係する工事

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、理事会において協議決定する。

附則

1 この規程は、平成17年5月22日から施行する。

2 この規程の制定前に行われた中野南地区テレビ共同受信施設組合に関わる行為は、この規約に基づいてなされたものとみなす。

3 この規約の制定後に行われる事業当初年度の事務事業のすべては、役員で協議決定、施行し、総会での承認事項とする。

この改正規程は、平成18年3月26日から適用する。